食品安全委員会(第786回会合)議事概要

日 時:令和2年8月4日(火) 14:00~14:45

場 所:食品安全委員会大会議室 出席者:佐藤委員長ほか6名出席

動画配信:報道1名、行政機関0名、一般6名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬「スピネトラム」、「トルフェンピラド」、「フェンキノトリオン」、「フルオキサストロビン」、「ポリオキシン(ポリオキシンD亜鉛塩及びポリオキシン複合体)」
- 農薬及び動物用医薬品「デルタメトリン及びトラロメトリン」

→厚生労働省から説明

農薬及び動物用医薬品「デルタメトリン及びトラロメトリン」については、平成21年10月8日付けの委員会決定の1の(1)の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当することから、同規定に基づき、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に害を及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

農薬「スピネトラム」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「トルフェンピラド」、「フェンキノトリオン」及び「フルオキサストロビン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬第三専門調査会において審議することとなった。 農薬「ポリオキシン(ポリオキシンD亜鉛塩及びポリオキシン複合体)」については、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

(2) 添加物専門調査会における審議結果について

- ・「DL-酒石酸カリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集 について
- →担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「シフルメトフェン」に係る食品健康影響評価について

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「シフルメトフェンの許容一日摂取量(ADI)を0.092 mg/kg 体重/日、 急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

(4) その他

- 農薬プロチオコナゾールに係る資料の修正について
- →厚生労働省から説明 本件については、資料の修正が了承された。
- ・農薬評価書プロチオコナゾール(第4版)(69頁、86頁、126 頁)の修正について
- →事務局から説明 本件については、評価書の修正が了承された。